

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公表番号】特表2007-520063(P2007-520063A)

【公表日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-027

【出願番号】特願2006-549510(P2006-549510)

【国際特許分類】

H 0 1 L 27/148 (2006.01)

H 0 4 N 5/335 (2006.01)

【F I】

H 0 1 L 27/14 B

H 0 4 N 5/335 F

H 0 4 N 5/335 U

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月25日(2007.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

イメージセンサは、

(a) 第1の導電型の基板、

(b) 前記基板の少なくとも一部に亘る第1の導電型のチャンネル、

(c) ある所定部分において前記チャンネルと基板との間に位置し、またある所定部分において前記基板と前記チャンネルとの間に位置しない第2の導電型のウェルであって、それらウェルは全て実質的に連続している第2の導電型のウェル、および

(d) 前記ウェルへの接続部を備え、

前記基板および前記チャンネル間に存在しない前記ウェルの抵抗は、前記チャンネルおよび前記基板間に存在する前記ウェルの総抵抗の実質的に25%以上であることを特徴とするイメージセンサ。

【請求項2】

請求項1記載のイメージセンサにおいて、前記チャンネルは埋め込みチャンネルであることを特徴とするイメージセンサ。

【請求項3】

イメージセンサを備えたカメラであって、

このイメージセンサは、

(a) 第1の導電型の基板、

(b) 前記基板の少なくとも一部に亘る第1の導電型のチャンネル、

(c) ある所定部分において前記チャンネルと基板との間に位置し、またある所定部分において前記基板と前記チャンネルとの間に位置しない第2の導電型のウェルであって、それらウェルは全て実質的に連続している第2の導電型のウェル、および

(d) 前記ウェルへの接続部を備え、

前記基板および前記チャンネル間に存在しない前記ウェルの抵抗は、前記チャンネルおよび前記基板間に存在する前記ウェルの総抵抗の実質的に25%以上であることを特徴とするイメージセンサを備えたカメラ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明は前述の一つ以上の課題を克服することを目的とする。要約すると、本発明の第1の態様によれば、本発明はイメージセンサであって、第1の導電型の基板、実質的に基板上に亘る第1の導電型のチャンネル、ある所定部分においてチャンネルと基板との間に位置し、またある所定部分において基板とチャンネルとの間に位置しない第2の導電型のウェルであって、それらウェルは全て実質的に連続している第2の導電型のウェル、および前記ウェルへの接続部を有するイメージセンサであり、前記基板およびチャンネル間に存在しないウェルの抵抗は、前記チャンネルおよび基板間に存在するウェルの総抵抗の実質的に25%以上になっている。